

豊川市監査公表第7号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年1月24日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	松 下 広 和

別紙

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象部署

福祉部福祉課

2 監査の範囲

平成27年4月1日～平成28年11月16日

3 監査の実施期間

平成28年8月8日～平成28年11月16日

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

- ア 随意契約に関する事務について
- イ 補助金・交付金に関する事務について
- ウ 公金の取扱事務について

(2) 一般項目

- ア 契約に関する事務について
- イ 財産の管理に関する事務について
- ウ 庶務その他事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討、改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 検討事項

社会福祉法人アパティア福社会始め5団体とそれぞれ同一金額で1者随意契約をしている相談支援事業委託について、1者随意契約とした理由及び契約金額の算定根拠が不明確であるため、契約の見直しを検討されたい。

イ 改善事項

豊川市民生委員児童委員協議会連絡会交付金の交付要綱について、交付対象及び交付額の算定根拠が不明確であるため、改正されたい。